

# 平成27年度保育園入園児童の受付を始めます

★子育て支援課 ☎ 1128



## 入園基準

入園申し込みの際は、必ず希望する保育園を見学しただえでお申し込みください。

児童の保護者のいずれもが次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合

受付期間  
11月17日(月)～12月12日(金)  
(土・日・休日を除く)

①ひと月において48時間以上労働している

受付窓口  
子育て支援課(市役所2階)  
☎ 1128

②妊娠中であるか又は出産後間がない(産前・産後2か月までの期間)

市民福祉課(総合支所仮庁舎) ☎ 13333

③病気・心身障害を有している

※申し込み用紙などは、11月4日(火)から受付窓口で配布しています。また、市ホームページからも印刷できます。

④家庭に、長期にわたる病人や障害のある人がいて、常時介護又は看病している

※提出書類については子育て支援課へお問い合わせください。

⑤火災、その他の災害復旧に当たっている

⑥求職活動を行っている(入所日から3か月間まで)

⑦学校に在学している又は職業訓練を受けている

## 保育所(園) 一覧表

保育所(園) 名称	定員	受入月齢	所在地	電話
市立 いずみ 保育所	90	2か月	小島5-5-45	☎4891
市立 藤田 保育所(※)	60	2か月	牧西30	☎2886
旭 保 育 園	106	2か月	駅南1-5-20	☎3398
本 庄 保 育 園	150	5か月	小島1-5-18	☎3913
こざくら 保 育 園	200	3か月	栄3-6-34	☎5812
若 草 保 育 園	90	2か月	仁手669-4	☎5001
梅 花 保 育 園	90	2か月	見福1-2-7	☎4474
日 の 出 保 育 園	100	2か月	沼和田1020	☎5263
み どり 保 育 園	90	6か月	寿3-10-30	☎5957
聖 徳 本 庄 保 育 園	60	2か月	栄2-10-14	☎4365
小 島 南 保 育 園	70	2か月	小島南3-1-5	☎5543
北 泉 保 育 園	120	2か月	西五十子620-1	☎2572
た ん ぽ ぼ 保 育 園	75	2か月	今井1328	☎9890
ほほえみ子どもの国保育園	45	2か月	緑2-15-5	☎1018
市立 久美塚 保育所	90	2か月	児玉町児玉2351-1	☎4386
市立 金屋 保育所	平成28年度より休園予定のため、原則27年度入園児童の募集は、原則として行いません。			
秋平さくら 保 育 園	50	6か月	児玉町秋山2527-1	☎1167
共和 梅花 保 育 園	60	2か月	児玉町蛭川885	☎0104
児 玉 保 育 園	170	9週	児玉町児玉2448-1	☎0186
西 光 保 育 園	70	2か月	児玉町塩谷85-1	☎5147
西 光 第 二 保 育 園	70	2か月	児玉町吉田林447-6	☎5473

※藤田保育所は平成27年度民営化予定です。

⑧市長が認める①～⑦に類する状態である

## 入園・保育料の決定

入園の決定は2月中旬に、業訓練を受けている  
保育料の決定は3月下旬に通  
知する予定です。  
※入園の判定は、先着順では  
ありません。



# 税を考える週間

11月11日(火)～11月17日(月)

テーマ「税の役割と税務署の仕事」

社会を支える税について、ぜひこの機会に考えてみてはいかがでしょうか。

★本庄税務署総務課 ☎2111 (自動音声案内2)

## 青色(白色)申告決算説明会・年末調整説明会のお知らせ

本庄税務署では、平成26年分所得税の青色(白色)決算説明会及び年末調整説明会を開催します。会場は駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

### ●青色申告決算説明会

★本庄税務署個人課税部門 ☎2114

対象	日程	時間	会場
営業所得・不動産所得を有する青色申告者	12月8日(月)	午前10時～正午	中央公民館 実習教室A
農業所得を有する青色申告者	12月9日(火)	午後2時～4時	

### ●白色申告決算説明会

★本庄税務署個人課税部門 ☎2114

対象	日程	時間	会場
営業所得・不動産所得を有する白色申告者	12月10日(水)	午前10時～正午	中央公民館 実習教室A
農業所得を有する白色申告者		午後2時～4時	

### ●年末調整説明会

★本庄税務署法人課税部門 ☎2112

日程	時間	会場
11月20日(木)	午前10時～正午、午後2時～4時	中央公民館 実習教室A・B
11月21日(金)		

## 教えて!「子ども・子育て支援新制度」 シリーズ 第3弾

### ～施設利用のための認定について～



新制度では幼稚園・保育園などの施設利用を希望する保護者は、利用申し込みの他に、利用のための認定申請が必要です。認定区分は下記の3つに分かれています。

#### 幼稚園を希望する場合

入園の内定を受けた後に、幼稚園をとおして認定申請書を提出します。既に入園している児童についても提出が必要です。**手続きが必要な保護者には、幼稚園をとおして通知します。**  
※新制度に移行しない幼稚園は、認定申請は不要です。

#### 保育園を希望する場合

保育園を利用する児童の年齢や保護者の「保育を必要とする事由」によって、認定区分、利用時間が決定されます。  
既に入所している児童についても利用のための認定申請書の提出が必要です。申請方法については、別途通知します。

#### 3つの認定区分

##### 1号認定【幼稚園利用】

満3歳以上で、幼稚園を希望する場合

##### 2号認定【保育園等利用】

満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等を希望する場合

##### 3号認定【保育園等利用】

満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等を希望する場合

#### 保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定は保育園の利用区分が、「保育を必要とする事由」によって、さらに次のいずれかに区分されます。

##### ○保育標準時間利用(1日11時間まで)

フルタイム就労を想定

##### ○保育短時間利用(1日8時間まで)

パートタイム就労を想定

★子育て支援課 ☎1128